

地力増進に資する取組に活用可能な施策

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

有機農業拠点創出・拡大加速化事業

【令和7年度予算概算決定額 612（650）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数）

<対策のポイント>

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

<政策目標>

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

<事業の内容>

有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域を支援します。あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくりの推進

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組や産地と消費地が連携した消費拡大の取組を支援します。また、有機農業の大幅な面積拡大に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

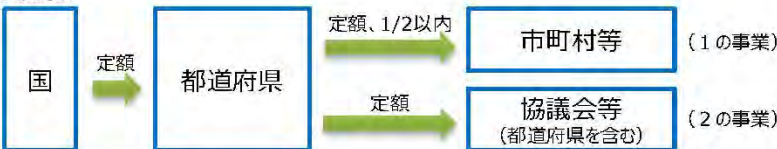
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員が「みどり認定」等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

2. 有機農業の拡大加速化の推進

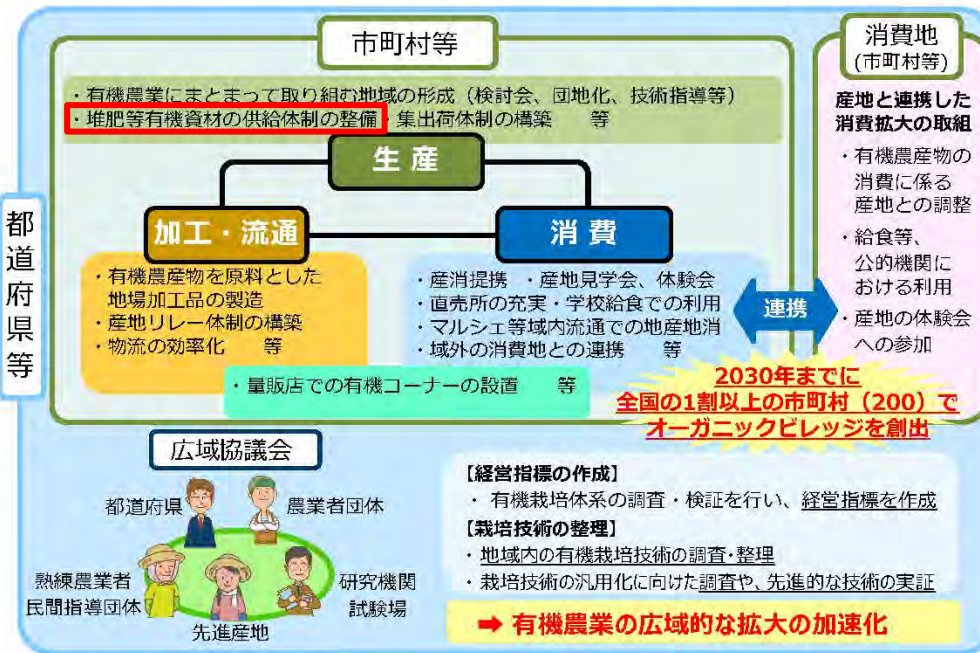
広く県域で取組を行う協議会等による、有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 有機農業を推進するため、特定区域の設定等に向けて取り組む地域を支援。
- あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援。



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

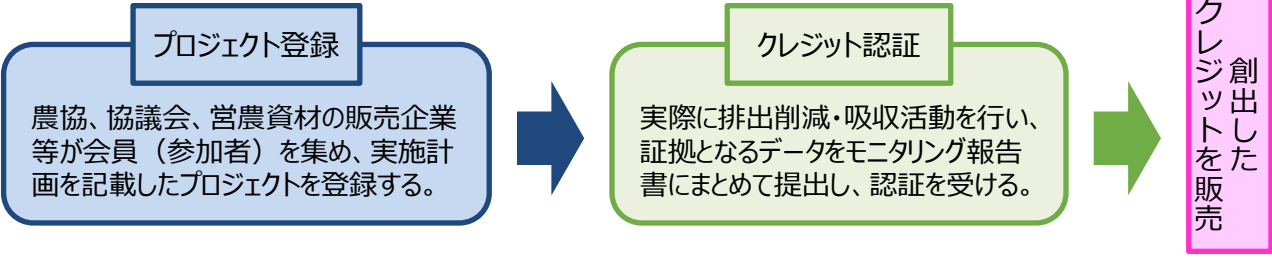
地力増進に資する取組に活用可能な施策 Jークレジット制度 – バイオ炭の農地施用 –

- Jークレジット制度は、温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度です（農林水産省・経済産業省・環境省が運営）。
- 本制度により、民間企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用で国内の資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しています。

■ Jークレジット制度の仕組み

- ・ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の想定CO₂排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「Jークレジット」として認証
- ・創出されたクレジットは、売却、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成、カーボン・オフセットなど、様々な用途に活用可能
- ・クレジットの販売方法は、相対やカーボン・クレジット市場、仲介事業者を通じた取引などによって販売

○取組の流れ（プログラム型）



○クレジット認証の考え方



■「バイオ炭の農地施用」

- ・2020年9月、「バイオ炭の農地施用」を対象とした方法論が策定。
- ・本方法論は、バイオ炭を農地土壌へ施用することで、難分解性の炭素を土壌に貯留する活動を対象。

適用条件

条件1	バイオ炭を、農地法第2条に定める「 農地 」又は「 採草放牧地 」における 鉱質の土壌 に施用すること。
条件2	燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、 350℃超の温度で焼成 されていること。
条件3	バイオ炭の原料として木材を使用する場合、 国内産 のものであること。
条件4	バイオ炭の原料は、未利用の間伐材など 他に利用用途がないもの であること。（燃料用炭の副生物も条件を満たす）
条件5	バイオ炭の原料には、 塗料、接着剤等が含まれていない こと。
条件6	プロジェクト実施にあたり、環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること。

■「バイオ炭の農地施用」のプロジェクト登録状況（2025年2月末時点）

登録承認時期	プロジェクト実施者	登録承認時期	プロジェクト実施者
2022年1月	（一社）日本クルベジ協会	2025年1月	株式会社Chem. Eng. Lab.
2023年6月	株式会社TOWING	2025年1月	大山乳業農業協同組合
2024年1月	株式会社未来創造部	2025年1月	シンコムアグリテック
2024年1月	NTTコミュニケーションズ株式会社	2025年1月	株式会社KCL
2024年3月	株式会社フィガー		

地力増進に資する取組に活用可能な施策 J-クレジット制度 – バイオ炭の農地施用 –

■ バイオ炭の炭素貯留量の算定式

炭素貯留量 = プロジェクト実施後のCO₂貯留量 - プロジェクト実施によるCO₂排出量

※ベースラインのCO₂貯留量は、農地にバイオ炭が施用されなかった場合の貯留量 0 とする。

土壌に投入されたバイオ炭の量 (t) ×炭素含有率 ×100年後の炭素残存率^{*1} ×44/12

バイオ炭原料やバイオ炭の運搬等により排出されるCO₂

^{*1}: 投入後100年間に分解・排出される炭素量をあらかじめ差し引くもの

■ バイオ炭の種類ごとに参照する「炭素含有率」と「100年後の炭素残存率」

分類	種類/原料 ^{※1}	炭素含有率	100年後の炭素残存率
インベントリ報告書 算定対象のバイオ炭	白炭	0.77	0.89
	黒炭		
	オガ炭		
	粉炭	0.778	0.80
	竹炭		0.65
自家製造品等 その他のバイオ炭 ^{※2}	家畜ふん尿由来	0.38 (熱分解) / 0.09 (ガス化)	0.65
	木材由来	0.77 (熱分解) / 0.52 (ガス化)	
	草本由来	0.65 (熱分解) / 0.28 (ガス化)	
	もみ殻・稲わら由来	0.49 (熱分解) / 0.13 (ガス化)	
	木の実由来	0.74 (熱分解) / 0.40 (ガス化)	
	製紙汚泥・下水汚泥由来	0.35 (熱分解) / 0.07 (ガス化)	

※1：複数の種類のバイオ炭が混在している場合には、最も小さい値を使用する。
※2：インベントリ報告書の算定対象である種類のバイオ炭であっても、必要な証拠が揃っていない場合、又はバイオ炭の種類を特定できる情報が取得できない場合はこちらを参照。
(出所)「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2023 年 4 月」、「2019年改定IPCCガイドライン Table 4Ap.1, 4Ap.2」

地力増進に資する取組に活用可能な施策

国内肥料資源利用拡大対策事業

【令和6年度補正予算額 6,390百万円】

<対策のポイント>

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援します。

<事業目標>

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 施設整備等への支援

堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。

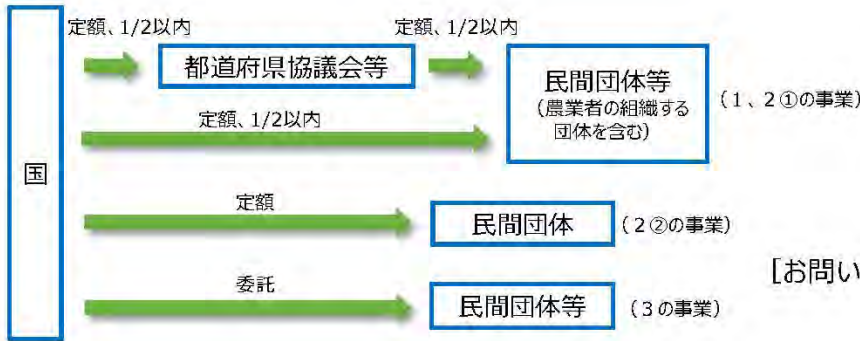
2. 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

- ① ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。
- ② 関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。

3. 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

- ① 国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査し、土地生産力を明らかにします。
- ② 家畜排せつ物等の高度利用実態等を調査します。

<事業の流れ>



原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者と との間で連携計画を作成した者へ支援



肥料利用者が使いやすい肥料の実用化・利用拡大



【お問い合わせ先】（1、2の事業） 農産局技術普及課（03-6744-2107）
（2①、3①の事業） 農業環境対策課（03-3593-6495）
（1、2、3②の事業） 畜産局畜産振興課（03-6744-7189）

データに基づく土づくりの推進

スマート農業技術活用促進総合対策

スマート農業普及のための環境整備

データ駆動型土づくり推進

【令和7年度予算概算決定額 108（一）百万円】

<対策のポイント>

堆肥の施用量の減少等により、農地土壌の劣化がみられる中、簡便な処方箋サービスの創出に向けたAIによる土壌診断技術の開発、実証等を支援し、科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%に向上 [令和12年まで]

<事業の内容>

みどりの食料システム戦略において化学肥料の低減が求められている中で、適切な土壌管理に基づく土づくりの推進のため、現場で実用可能な土壌診断技術の創出を支援します。

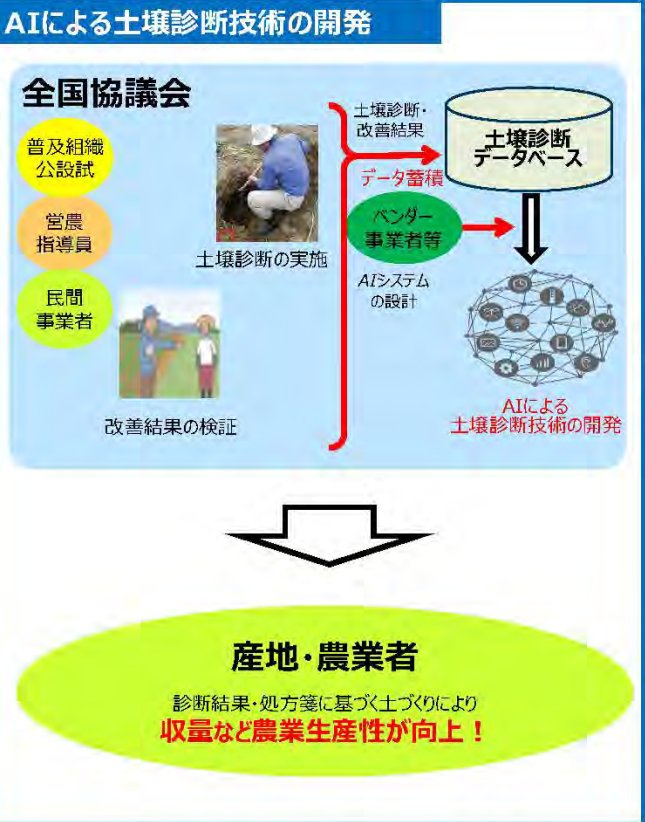
AIによる土壌診断技術の開発

収量向上等に向けた土壌診断を通じた土づくりの取組拡大を図るため、土壌分析・診断の実施と改善効果の検証を実施し、これらの土壌診断結果を土壌診断データベースへ蓄積するとともに、簡便な処方箋サービスを創出するためのAIによる土壌診断技術の開発、実証等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備

温室効果ガスの排出状況の把握・評価手法の高度化

農地土壌炭素貯留等基礎調査事業

【令和7年度予算概算決定額 48（48）百万円】

<対策のポイント>

国連気候変動枠組条約において国全体の温室効果ガスの吸収・排出量について条約事務局に対し報告することが義務づけられている中、農地・草地土壌における温室効果ガスの吸収・排出量の報告に必要なデータを収集するための調査等を実施します。

<政策目標>

農地土壌等の温室効果ガス吸収・排出量の算定のための精度の高い調査を実施することにより、国際的に信頼性の高いデータを国連気候変動枠組条約事務局へ報告する。

<事業の内容>

【背景/課題】

- ・「国連気候変動枠組条約」の締約国である我が国は、毎年、国全体の温室効果ガスの吸収・排出量を条約事務局へ報告する義務があります。
- ・農地に堆肥等が施用されると、堆肥等に含まれる炭素の一部が分解されにくい土壌有機炭素となって長期間農地土壌中に貯留され、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の削減に貢献します。
- ・同じく温室効果ガスであるメタンは、主に水田から発生し、水田におけるメタン排出削減に資する農地管理技術の普及が必要となっています。

【事業内容】

農地・草地土壌における温室効果ガス吸収・排出量の条約事務局への報告（温室効果ガスインベントリ報告）等に必要なデータを収集するため、農地管理実態調査及び農地管理技術検証を行います。

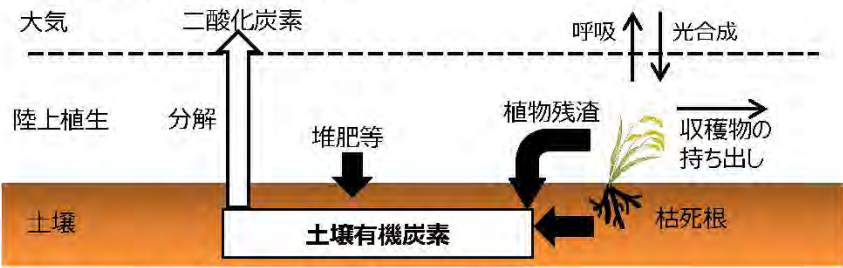
- ① 全国47都道府県の農地・草地において、土壌中の炭素含有量や窒素含有量等を把握するための農地管理実態調査
- ② 温室効果ガスの排出削減に資する農地管理技術検証
- ③ ①及び②の調査・検証方法の指導及びデータのとりまとめ

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○農地土壌における炭素貯留のしくみ



土壌有機炭素は → と ⇄ のバランスで増減する

○温室効果ガスインベントリ報告の流れ（当事業で行うのは破線枠内）



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-3593-6495）